〇国土交通省、環 境 省告示第一〇厚生労働省、経済産業省

号

化学 物質 $\widehat{\mathcal{O}}$ 審 査及び)製造: 等 \mathcal{O} 規 制 に 関する法律 施行令 0 部を改正する政令 令 令 和六年政令第三百十号)

 \mathcal{O} 施 行 に 伴 V) 及び 化学 物 質 \mathcal{O} 審 査 及 び 製 造 等 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る法 律 昭昭 和 兀 + 八 年 法 律 第 百 + 七 号) 第三十

六条 第 項 \mathcal{O} 規 定に 基 づ き、 N Р Е 又 は 化学 物 質 \mathcal{O} 審 査 及 CK 製造 等 \mathcal{O} 規 制 に 関 す る 法 律 施 行 令 第 九 条 に 定 8

る製品 で N P Е が 使用されてい るも \mathcal{O} \mathcal{O} 取 扱 1 に 係る当 該 第二 種特定化学: 物質 に よる環境 0) 汚 |染を防 止 する

ためにとるべ き措置に 関する技術 上 \mathcal{O} 指針を次の ように定め、 化学: 物質 の審 査 及び製造等 \mathcal{O} 規 制 に 関する法

律 施 行 令 \mathcal{O} 部 を改正 する政令の 施 行 \mathcal{O} 日 (令 和 七 年四 月 日) か ら施行 することとしたので、 同 項 \mathcal{O} 規定

に基づき告示する。

令和六年十月一日

厚生労働大臣 武見 敬三

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

NPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用 されているものの取扱いに係る当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するためにとるべき 措置に関する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるNPE(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号)第2条第24号に規定する化学物質をいう。以下同じ。)による環境の汚染を防止するため、NPEの製造の事業を営む者、業としてNPE又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第九条に定める製品でNPEが使用されているもの(以下「NPE等」という。)を使用する者その他の業としてNPE等を取り扱う者が遵守すべき事項を定めたものであり、本指針に従いNPEの環境放出の抑制を図ることによって、環境の汚染の防止に資することを目的とするものである。

- 1. NPE等を取り扱う施設及び場所については、次の事項に留意した構造とすること。
 - 1.1 各施設及び場所に共通する事項について
 - (1) 床面は、NPE等の地下浸透を適切に防止できるコンクリート等の材質とすること。また、床

面のひび割れ等が懸念される場合には、合成樹脂による床面の被覆又は容器等の下へのステンレス鋼の受皿の設置等浸透防止措置を講ずること。

- (2) 必要な場合には、取り扱うNPE等の量並びに当該施設及び場所で行う作業に応じて、施設及び場所の周囲に防液堤、側溝又はためますを設置する措置等NPE等の流出を防止する措置を講ずること。
- (3) 施設(配管等を含む。)は、地上に設置すること。やむを得ず、地下に設置する場合には、地下ピット(床面及び壁面は浸透防止ができるコンクリート等の材質とすること。)内に設置すること。
- 1.2 貯蔵施設、貯蔵場所及び貯蔵容器に関する事項について

NPE等をドラム缶等の貯蔵容器で貯蔵する場合は、次の事項に留意し、直射日光による温度上 昇及び雨水による容器の腐食を防止すること。

- (1) 貯蔵場所は、屋内とすることが望ましいこと。
- (2) 貯蔵場所をやむを得ず屋外とする場合には、貯蔵場所に屋根を付ける又は容器にカバーをかけ

る等の措置を講ずること。

- 2. NPE等を取り扱う施設及び場所については、次の事項に留意して点検管理すること。
 - 2. 1 点検管理要領の策定等について
 - 2.2及び2.3を踏まえて点検管理要領を策定し、これに基づいて日常点検及び定期点検を行うこと。異常が認められた場合は、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。
 - 2.2 貯蔵施設、貯蔵場所及び貯蔵容器の点検管理について
 - (1) 貯蔵施設及び貯蔵場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。
 - ① 漏出の有無
 - ② 床面及び地下ピットのひび割れの有無
 - ③ 防液堤の損傷の有無
 - ④ 側溝及びためます等の状態
 - ⑤ 荷積みの整理状況

- ⑥ その他
- (2) タンク等の貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。
 - ① 底板、側板及び下部弁の損傷、腐食及び漏出の有無
 - ② 液面計の損傷及び漏出の有無
 - ③ その他

なお、地下ピットに設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、配管 及び施設の本体等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。

- (3) ドラム缶等の貯蔵容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。
 - ① 容器の損傷、腐食及び漏出の有無
 - ② 栓のゆるみ
 - ③ 貯蔵数量
 - ④ その他
- 2.3 作業施設及び作業場所の点検管理について

- (1) 作業施設については、配管及び施設の本体等からの漏出の有無を点検管理すること。
- (2) 作業場所の点検管理は、次の点に留意して行うこと。
 - ① 床面、受皿及び地下ピットへのNPE等の漏出の有無
 - ② 側溝及びためます等の状態
 - ③ 床面及び地下ピットのひび割れの有無
- 3. NPE等の取扱作業は、次の事項に留意して行うこと。
 - 3.1 作業要領の策定等について
 - 3. 2及び3. 3を踏まえて作業要領を策定し、取扱作業を行う者にこれを遵守させること。
 - 3. 2 移替えについて
 - (1) NPE等の漏出を防ぐために必要な措置を講じた手動ポンプ又は自動ポンプを使用し、当該ポンプはNPE等の移替え以外の用途で使用しないこと。
 - (2) ポンプを使用しない場合は、サイホンを使用すること。

- (3) NPE等を流出させないように留意して移替えを行うこと。
- (4) 液面の高さに注意して、あふれることのないようにすること。
- (5) NPE等を使用するための装置(以下「使用装置」という。)にNPE等を充填する場合は、 使用装置の作動を停止すること。
- (6) 移替え後は、直ちに移替え元及び移替え先の容器並びにポンプ等の開口部を密栓する等NPE 等の流出を防止すること。
- (7) 誤って流出させた場合に備えて、移替えに当たっては受皿等を用意すること。

3. 3 使用について

- (1) 使用装置については、使用の開始時に点検を行うとともに、使用中にも必要に応じて点検を行うこと。
- (2) NPE等を流出させないように留意して使用すること。
- (3) 使用終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等NPE等の流出を防止すること。

- (4) 誤って流出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。
- 4. NPE等を取り扱う施設及び場所の構造等については、次の事項に留意して適宜、適切な見直しを行い、必要に応じて改善措置を講ずること。

点検等で漏出が疑われる場合等、NPE等を取り扱う施設及び場所の排水について、必要に応じて適切なサンプリング及び分析を行うことにより、含まれるNPEの濃度を把握し、異常が認められた場合には、NPE等を取り扱う施設及び場所の構造及び点検管理並びにNPE等の取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

- 5. NPE等を取り扱う施設からのNPE等の漏出については、次の事項に留意して対処すること。
 - 5. 1 漏出処理要領の策定等について

次の内容を定めた漏出処理要領を策定し、応急措置及び処理方法をあらかじめ取扱作業を行う者等に周知しておくこと。

- (1) 発見者は漏出を速やかに責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者が、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに取扱作業を行う者等に対し指示すること。
- (2) 漏出箇所からの漏出を止める又はその施設及び場所内の内容物を密閉可能な容器へ移し替えること。
- (3) ポンプ等により漏出物の回収を行うとともに、ポンプ等により回収できなかった漏出物については、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス若しくは紙タオル等によるふき取りを行うこと。
- 5. 2 漏出を認めたときの処置について 漏出を認めたときは、漏出処理要領の定めるところに従って処置すること。
- 6. 排水、廃液及び汚泥等の処理について

排水、廃液及び汚泥等は、関係法令に基づき適正に処理し、NPEの環境放出の抑制を図ること。